

2024年4月一介護報酬改定対応版 ＜レセプト集計前の設定について＞

令和6年4月の法改正により、地域区分の変更が行われました。

令和6年4月から地域区分に変更がある場合は、レセプトの集計を行う前にシステムの設定の変更が必要となります。

本書の内容をご確認いただき、次の作業を行ってください。

※ お使いのシステムとは異なるシステム（サービス種）の画面を用いて説明している場合があります。
お使いのシステムやサービス種に読み替えてお読みください。

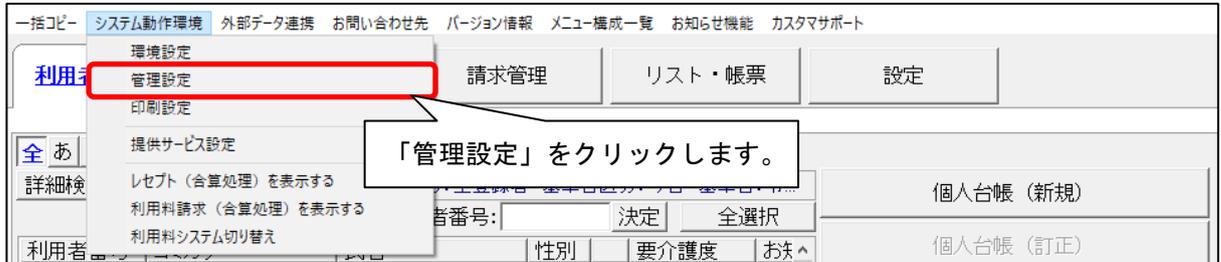
■ 管理設定の変更

「管理設定」から事業所の設定を変更します。以下の手順を行ってください。

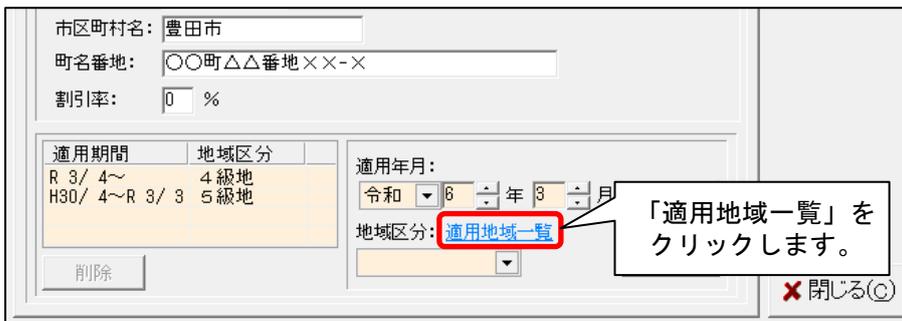
・ 地域区分の変更

令和6年4月1日から、一部の自治体の地域区分が変更されます。以下の手順を行ってください。

(1) メイン画面の上部メニューから「システム動作環境」>「管理設定」をクリックします。



(2) 管理設定の画面が表示されますので、画面下部の「適用地域一覧」をクリックします。

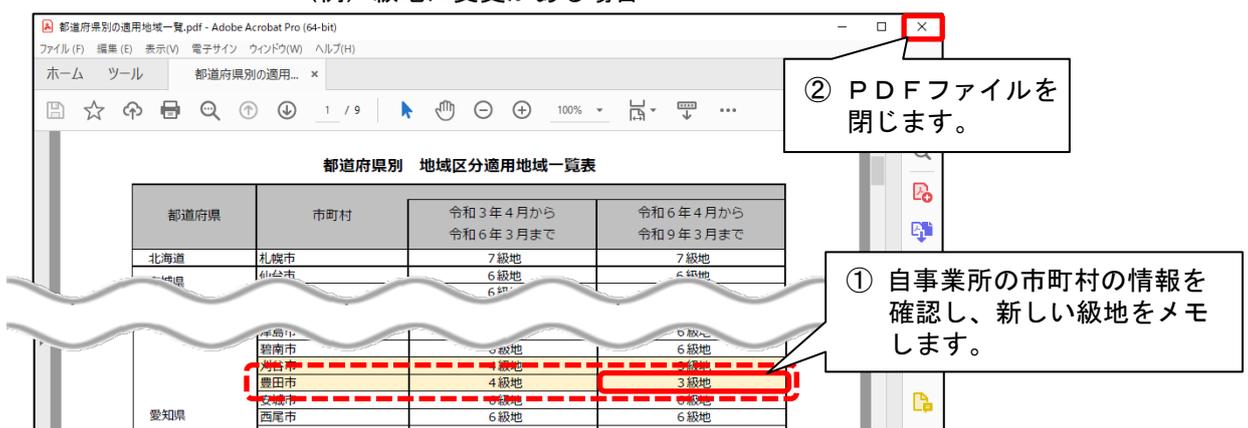


(3) PDFファイルが開きますので、自事業所の市町村の情報を確認します。

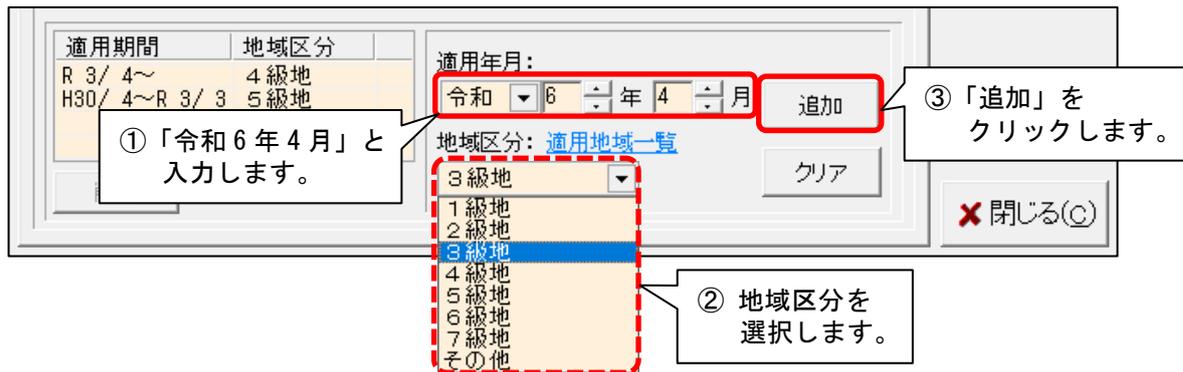
「令和3年4月から令和6年3月まで」列と「令和6年4月から令和9年3月まで」列に記載されている級地を確認します。

- ・ 級地に変更がある場合 →新しい級地をメモし、PDFファイルを閉じます。
- ・ 級地に変更がない場合 →変更は不要です。PDFファイルを閉じ、管理設定を閉じます。
p.4「1-2. 加算体制の設定」に進みます。
- ・ 該当の市町村の行が記載されていない場合
→変更は不要です。(令和6年4月現在、地域区分は「その他」です。)
PDFファイルを閉じ、管理設定を閉じます。
p.4「1-2. 加算体制の設定」に進みます。

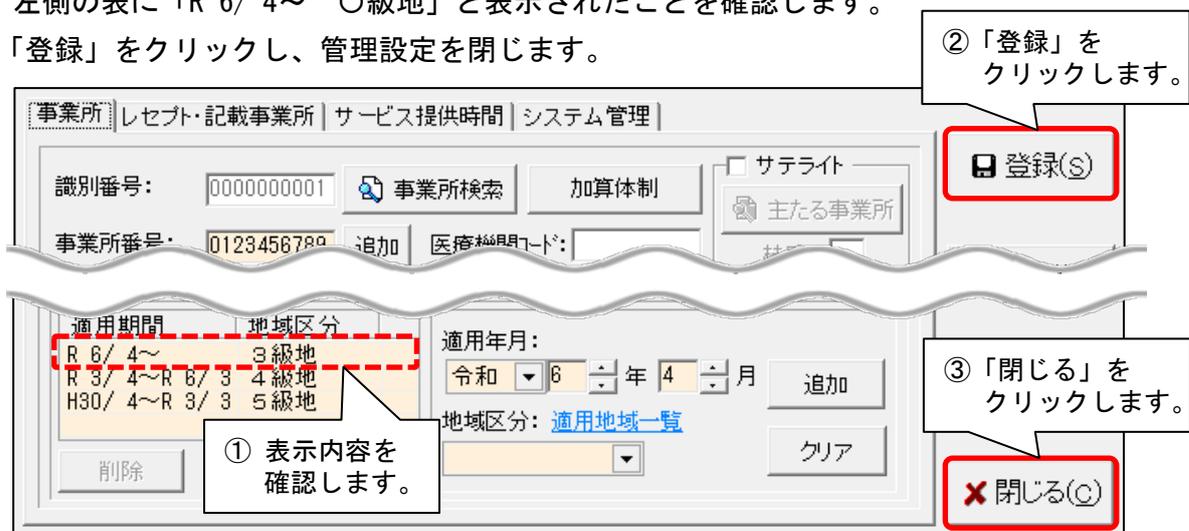
(例) 級地に変更がある場合



(4) 画面下部の「適用年月」に「令和6年4月」と入力します。地域区分を選択し、「追加」をクリックします。



(5) 左側の表に「R 6/ 4~ ○級地」と表示されたことを確認します。「登録」をクリックし、管理設定を閉じます。



レセプト集計前の設定は以上です。